



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 石 光 商 事 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 本 茂
(JASDAQ ・ コード番号 : 2750)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 門 長 久 保 潤 一
兼 経 営 企 画 室 長
(電 話 番 号 078 - 861 - 7791)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条につきまして事業目的の「損害保険代理業」を削除するものであります。
 - (2) 公告閲覧の利便性向上を図るため、現行定款第 5 条(公告の方法)を変更し、公告方法としてインターネットを利用した電子公告を採用するものです。併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものです。
 - (3) 取締役、監査役の報酬等について定款に明文化するため、変更案第 27 条(報酬等)、変更案第 35 条(報酬等)を新設するものです。
 - (4) 取締役及び監査役の責任軽減を定めるとともに、社外取締役及び社外監査役との間で損害賠償責任に関する契約を締結できるよう、変更案第 28 条(取締役の責任免除)、変更案第 36 条(監査役の責任免除)を新設するものです。
- なお、変更案第 28 条の新設につきましては、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。
- (5) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次の通り変更するものです。

変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)新設：単元未満株式について行使することができる権利を定めるものです。

変更案第 16 条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）新設：株主総会の招集に際し、株主の皆様のご利便性を高めるために、インターネットを利用した方法による株主総会参考資料等の開示を可能とするものであります。

変更案第 25 条（取締役会の決議の省略）新設：取締役会をより機動的・効率的に運営するため、「会社法」第 370 条に定めるいわゆる取締役会の書面決議を可能とするものであります。

現行定款第 6 条（自己株式の取得）削除、変更案第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）新設：取締役の任期が 1 年で会計監査人及び監査役会設置会社であれば、定款に定めることにより、剰余金の配当等（自己株式の取得を含む。）を株主総会の決議によらず、決定機関を取締役会とすることが認められました。これに伴い、機動的に剰余金の配当等を実施できるようにするものであります。

(6) 「会社法」の施行に伴い、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案第 4 条（機関）及び変更案第 7 条（株券の発行）を新設するものです。

(7) その他定款上で引用する条文を会社法の相当条文へ変更し、旧商法上の用語を会社法で使用される用語へ変更と併せて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

2．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社は、石光商事株式会社と称し、英文では S . I S H I M I T S U & C O . , L T D . と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各国産コーヒー豆、ココア、紅茶、香料、酒類、食料品、喫茶・レストラン用品、雑貨、及び装飾品、インスタントコーヒーの直輸入製造、加工及びその販売、並びに食品加工用機械・器具の直輸入及びその販売 2. 繊維製品、金属、ゴム製品、酒類、天産物、肥料、機械・器具、雑貨、食料品、菓子、紙製品、鉱石、鉱物性燃料の直輸入及びその販売 3. 前 1 ・ 2 号に記載する商品の仲介貿易 4. 機械設備及びその附帯工事 5. <u>損害保険代理業</u> 6. <u>運送業</u> 7. 企業の合併、提携、営業権の譲渡の調査、企画及びそれらの斡旋、仲介 8. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理 9. <u>レストラン経営</u> 10. 前各号に附帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を神戸市に置く。 (新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (<u>削 除</u>) 5. <u>運送業</u> 6. 企業の合併、提携、営業権の譲渡の調査、企画及びそれらの斡旋、仲介 7. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理 8. <u>レストラン経営</u> 9. 前各号に附帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、 22,400,000株とする。 (新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。 (新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 22,400,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する請求、届出等の手続きおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法 343 条の規定に定める決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の株主または代理人は、<u>代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u></p> <p>2 取締役会<u>の</u>決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって、</u>取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>2 <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>2 <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第26条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第23条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第24条</u> 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第25条</u> 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第26条</u> 監査役の互選をもって、常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p><u>第27条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第28条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第35条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第36条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日)</p> <p><u>第29条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第30条</u> 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という)を支払うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第32条</u> 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第37条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第39条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="text-align: center;">3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第40条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>